

平成 24 年度第 2 回みんなで支える森林づくり県民会議

開催日時：平成 24 年 11 月 7 日（水）13：30～16：00

開催場所：長野県林業センター（長野市岡田町 30-16）

出席者：

【委員】 五十音順、敬称略

麻生知子委員、犬飼幹子委員、植木達人委員、大岩堅一委員、小澤吉則委員、
貴舟豊委員、滝澤栄智委員、浜田久美子委員、松岡みどり委員 以上 9 名出席

【事務局】

塩入茂林務部長、有賀秀敏森林政策課長、田島裕志信州の木振興課長、
塩原豊森林づくり推進課長、山崎明県産材利用推進室長、中村勤野生鳥獣対策室長
ほか林務部職員

1 開会

（森林政策課 濱村企画幹）

どうも皆様お疲れ様でございます。お忙しいところをお集まりいただき、誠にありがとうございます。
定刻になりましたので、ただいまから平成 24 年度第 2 回みんなで支える森林づくり県民会議を開催させていただきます。

私は本日の進行を努めさせていただきます、森林政策課企画幹の濱村と申します。どうぞよろしくお願いたします。

まず、本日の委員の皆様の欠席報告でございますが、牛越委員、それから高見澤委員は都合により欠席という報告がきております。また、大岩委員におかれましては若干遅れるという連絡が届きましたが、時間になりましたので始めさせていただければと思います。

それでは、まず資料の確認をさせていただければと思います。

<資料確認>

本日の会議は、後ほど皆様に内容を確認いただいた上で、ホームページに掲載させていただく形になります。また、併せて今日の状況をツイッターで中継するというような手筈をとっておりますので、ご了承ください。

会議の終了予定ですが、15時半を目安としております。こちらの都合で恐縮ですが、その後に部課長出席の会議がございまして、もし長引くようであれば場合によっては途中退席をさせていただきますので、その点もご容赦いただければと思います。

それでは、まず塩入林務部長からご挨拶申し上げます。

2 あいさつ

(塩入林務部長)

それでは開会にあたり、一言ごあいさつさせていただきます。

植木座長をはじめ、委員の皆様にはお忙しいところをお集まりいただきまして大変ありがとうございます。また、日頃から長野県の森林・林業行政には深いご理解とご協力を賜りまして、重ねて御礼申し上げます。

25年度以降の次期森林づくり県民税のあり方につきましては、昨年度この会議におきまして、活用事業の成果の検証、そして残された課題について討論をいただきまして、「検証レポート」として作成をいただいたところでございます。

今年の第1回の県民会議においては、次期森林づくり県民税のあり方、めざす姿や改正点などについてご議論いただいたところでございます。

このほかには、長野県地方税制研究会での議論、パブリックコメント、県民説明会等を通じた中で、県民、市町村、林業関係団体の皆様からいただきましたご意見を踏まえまして、先の9月県議会に「長野県森林づくり県民税条例」の一部を改正する案を提出させていただいたところでございます。

条例の主な改正点は、森林資源の利活用による継続的な森林づくりの重要性を趣旨に追加したこと、条例の適用期間を平成29年度まで5年間延長したことでございます。

おかげさまで、このたび10月5日に改正条例案が可決され、10月11日に公布されたところでございます。県民会議の皆様には大変なご尽力をいただきましたことを、改めて御礼を申し上げたいと思います。

こうした状況から、本日の会議の議題としましては、本年度の森林づくり県民税活用事業の進捗状況、次期森林づくり県民税の概要と活用事業の素案、この2点につきまして、委員の皆様から御意見を頂戴したいと考えております。

現在、県民会議と並行しまして、県内4ブロックで2回目の県民説明会を開催している最中でございます。県民の皆様からも広く御意見をいただいているところで、本日頂戴したご意見も加えまして、平成25年度以降の予算編成に向けて、具体的な事業構築をしてみたいと思っております。本日は忌憚のない御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、概ね2時間程度の会議となりますけれども、よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、冒頭のごあいさつといたします。どうか本日はよろしくお願いいたします。

(森林政策課 濱村企画幹)

それでは引き続き、植木座長さんお願いいたします。

(植木座長)

どうも皆様ご苦勞様です。本年度で我々の任期は終了ということで、5年経ったということでございまして、今日は第2回目、あと年度末にもう1回あるということです。

今日の会議は、特に来年度から始まる、今林務部長さんから説明がありましたような、引き続き5年間の延長ということになりまして、一部修正のもとで継続されるということでございます。

その方向性について本日は提案されることになっておりますので、その点につきまして皆様から様々なご意見をそれぞれのお立場からご意見をいただいて、林務部の方にそれをまた持ち帰っていただいて、さらに中身が充実したものにしていってほしいと思っておりますので、どうか色々なご意見を遠慮

なく言うていただければと思っております。

簡単では挨拶とさせていただきます。

(森林政策課 濱村企画幹)

どうもありがとうございました。それではこれから会議事項に入らせていただきます。会議の進行は設置要綱第5の2によりまして、植木座長様にお願いしたいと思っております。それでは座長、よろしくお願いいたします。

3 会議事項

(植木座長)

それでは議題を進めていきたいと思っております。本日は1つ目に、平成24年度森林づくり県民税活用事業の進捗状況、それから2つ目として県民税条例の一部改正について、そして3つ目として次期森林づくり県民税について、ということで大きく3つに分かれております。

とりあえず1つ目をやった後にご意見、ご質問を伺いたいと思っております。その後2番、3番を一括して事務局から説明していただいた後、またこれについてご意見を伺いたいと思っております。

そのように進めさせていただきますので、ご協力のほどをお願いいたします。

それでは、資料1に基づきまして、県側の方からご説明をお願いいたします。

<以下の資料について事務局から説明>

資料1 平成24年度森林づくり県民税活用事業の進捗状況について

(植木座長)

どうもありがとうございました。平成24年度の進捗状況をただいま事務局から説明いただきました。

実際は4月から10月の末までですから、7カ月、まだあと5カ月ほど残っているという中での状況です。ですからその進捗率もまだ十分に進んでいるといえないところも見受けられるということでございます。

そんな中でご説明いただきましたが、これはどこからでも結構です。皆さん何年も委員を努めておりますので、大体どうやっているかはお分かりになっていると思っております。従いましてどの点からも結構です。ご意見、ご質問等をお願いいたします。

特にここは問題ではないかとか、本当にこのままで大丈夫かとか色々あると思いますが、大体間伐なんてこれから始まるものですから、そうするとこの時期まだこんなものですか、ということが意見として出てくるのですが。

中身について見ていただいて、なぜここが遅れるのか、あるいは集約化は秋冬は関係ないですから、そういうことも含めまして皆様から色々な意見をお願いしたいと思います。

(麻生委員)

細かい部分になりますけど、3の「高度間伐技術者集団育成事業」について、2つ質問があります。

1つは、大部分この5年間で、事業が完了している事業体が多いと思うのですが、本年の中で上伊那のNPOさんが事業費としてほかの団体と比べて突出しているの、それはなぜかと思ったの

と、もう1つ全県的に森林組合連合会が普及啓発というところで事業をやっていることになっていますが、一体どのようなことをしているかを伺いたいと思います。

(信州の木振興課 経営普及係 竹内担当係長)

1点目のNPO法人の関係でございますが、他の事業体より突出しているということで、今回この事業体は特に重機を借りて自分たちの中で実際に道を開けてみようという実践的な研修を行っております。

今まで他の事業体もやってきておりましたが、この事業体は特に今年度そのレンタル料等にお金がかかったということで、他の事業体よりお金がかかっています。

(信州の木振興課 担い手育成係 江住担当係長)

もう1つの森林組合連合会の方は、各地に森林組合がありまして、その森林所有者さんを束ねる森林組合の上部団体ということで、各森林組合を通じましてこういう森林税の様々な制度の普及啓発を連合会さんを通じてやっていただいているということでございます。

それぞれの森林所有者さんに直接接する機会のある森林組合さんを通して、色々な制度や集約化の必要性といったものを普及啓発している、こういう事業になってございます。

(大岩委員)

今日は松本からの電車が遅くなりまして申し訳ございませんでした。

8の「地球温暖化防止木材利用普及啓発事業」の中で、スケジュール及び進捗状況の下に、「工務店、企業等訪問」とありますが、これは1年を通してということで矢印が全部書かれていますが、具体的にどういった活動をなさっていらっしゃるのでしょうか。

私がずっと思っているところで言いますと、県産材を使って地球温暖化、CO2の削減ということとはとてもいい目的だと思うのですが、実際のところ家を建てようと思った方がまず行く所は県内各地にある住宅公園ですとか住宅展示場だと思います。そういうところにパンフレットを置くなり、企業のスタッフが説明をするという中で、具体的に県産材を使えばこういうメリットがありますよ、ということをやっていただきたいという訪問なのか、そういったこととは違うものなのか、具体的にどんなことをやっていらっしゃるのか教えてください。

(県産材利用推進室 山崎室長)

現在、この制度につきましては7月の委員会を開く中で、仕組みとしてどういう格好でやっていくのが一番合理的かというような模擬認証的なことを行っています。

それを踏まえながら、12月には制度して確立させながら、1期目の認証にもっていきたいなと思っており、それまでの間で県産材の利用を推進するための環の住まいの助成制度ですとか、リフォーム助成制度のセールスを兼ねながら、工務店さんを回って意見をお聞きしたり、吸い上げて制度に反映させたいと思っておりまして、その活動が現在メインでございます。

(犬飼委員)

私の家のすぐ近くなのですが、長野南運動公園の東側に500戸からの家が建つということで今工事を進めているのですが、こういう新しく家を建てるときの工務店さんとの県産材を使ってほしいという働きかけとか、そのようなことはやっていらっしゃるのでしょうか。

(県産材利用推進室 山崎室長)

やっております。

(犬飼委員)

特に、間伐材を腰板にするとか、そのようなことに使われているのでしょうか。

工務店さんたちは、洋材のようなものばかり使って建てているように見受けられるのですけど。

(県産材利用推進室 山崎室長)

中々劇的に変えられなくてですね、例えば身近で県産材を買えるように、綿半さんに県産材を置いていただいた取組がさらに2店拡充して3店に広がったのと、ムサシさんのところにも県産材を置いてもらうスペースをいただくなど、少しずつ県産材を身近に利用できる環境整備が進むよう努めております。

住宅という部分でいきますと、先ほど大岩委員さんが言われたように、施主さんが住宅展示場などに行く中で、こういう規格の住宅がいいという部分から住宅の発注につながっていくような部分があったりして、一気にということは難しいということはあります。

環の住まいの助成制度ですとか、リフォームという形の中で、腰板だったり床のフローリングを直したりといった部分は一生懸命取り組んでおりますので、一気に変わらなくて恐縮ですが、少しずつという格好になります。

(植木座長)

「地域で進める里山集約化事業」ですが、地方事務所別実施状況の中で、北安曇と北信がまだ1つも承認されていませんが、これはどういうことでしょうか。

今後の予定はどのように立てておられるのか、北安曇は100haと特に大きいですね。

(信州の木振興課 経営普及係 竹内担当係長)

北安曇と北信につきましては、私の方で確認しておりますが、既に随分準備は整っております。ただ、10月末時点で計画承認されていないということで、すぐに計画承認が出されるという方向で今年度中に全ての集約化が終わって間伐もできるというというような状況でございます。

(植木座長)

この数字に出ていないところで、既に着実に進んでいるということで理解していいですね。

(信州の木振興課 経営普及係 竹内担当係長)

結構です。

(植木座長)

それでは、もし何かお気づきの点があれば、後でも結構でございますので意見を申し上げます。

続きまして、次の議題2番と3番が一括ということで最初申し上げたとおりでございます。

資料2と資料3-1から3-4まで、やや膨大な資料ではございますが、今後の予定も含めたところでございますので、ぜひ委員の皆様からたくさんのご意見を頂戴したいと思います。

それでは、事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。

<以下の資料について事務局から説明>

資料2 長野県森林づくり県民税条例の一部改正

資料3 - 1 次期森林づくり県民税の概要

資料3 - 2 次期森林づくり県民税を活用した施策の概要

資料3 - 3 次期森林づくり県民税を活用する施策(案)について

資料3 - 4 森林税活用事業検証レポートにおける課題への対応について

(植木座長)

ありがとうございました。かなりの内容で、多少皆様の頭も整理できたかどうか分かりませんが、一つの大きな概要としての見方、そしてそれぞれの個々の考え方というものが示されたわけであります。

資料3-2の2面をみていただくと、これが現行から次期改善案の主な趣旨でございます。これを一覽として手元に置いていただき、資料3-3の個別の考え方についてご意見をいただきたいと思ひます。

進め方といたしましては、資料3-2の2面の次期森林税の施策の体系案が3つあり、現行から名称が変わっていますが、この3つ区分ごとに検討したいと思ひます。1つ目は「求められる機能に応じた里山等の森林づくりの推進」、これが資料3-3では1ページから5ページまでです。2つ目の「間伐材の利活用等による継続的な森林づくりの推進」、これが6ページから7ページにあたります。3つ目の「里山と人との絆づくりを進める取組の促進」、これが8ページから13ページというふうに、多少ページ数には差はありますが、事業ごとにやった方がよいと思ひますので、そのように進めさせていただきます。

1つ目の区分については、配分額が一番大きく、6億5千万円のうちの5億9千万円がこの部分に含まれています。「みんなで支える里山整備事業」、「地域で進める里山集約化事業」、「森林づくり推進支援金」、ここには水源林の話も入っていますが、その辺が税の配分額としてはかなり大きいところでございます。

この部分について皆様のご意見を遠慮なくいただきたいと思ひます。これはまだ原案、素案ですので、我々の意見も吸い上げてもらおうということになりますので、遠慮なくお願いします。

(滝澤委員)

「地域で進める里山集約化事業」の関係ですけども、これは継続ということを示されております。先ほど説明があったように、これから森林整備をしていくときに、保育なり搬出間伐なり森林経営計画を作ってその認定を受けた箇所でない、中々そういう事業が進めていけないという形の中で、その元となるのがやはり集約化の事業になろうと思ひます。

森林所有者との経営委託をする中で森林経営計画という段取りが進んでいくのですが、特に里山においては所有形態が少ない中で、今回の改正の中でも集約化についてヘクタールあたり5人未満、あるいは10人以上というような形の中において、多くの人たちを取りまとめるのは大変だということで人数ごとに支援額についても検討するということでもあります。

この考えを導入していただければ非常にいいと思うわけですが、特にこれからは集約化を進めていかないと全ての事業ができないという形になり、今後5年間で1万5千ヘクタールの間伐計画面積を達成するにおいても、相当集約化は苦勞する仕事ではなからうかと思ひます。

そういう中において、非常に費用がかかり、現在もヘクタールあたり1万5千円で今後も同額で年間1,000ヘクタールの集約化を行うということですが、この額についてはぜひもう少し増額するような形で進めていただかないと、中々集約化の関係についてはスムーズに進んでいけないのではないかと思ひます。

(信州の木振興課 田島課長)

増額というお話についてはぜひそうしたいのですが、全体の色々な事業がある中で、緊急度、優先度を決めながらやっております。

集約化や森林経営計画など、団地化を進めて森林整備を進めることはこれから不可欠な要素だと思います。今回集約化を行おうとしているのは、国の森林経営計画の制度に乗りにくい里山の難しい部分であり、今回のご意見を参考に、人数による労力等を考慮しながら、検討してまいりたいと思います。

(小澤委員)

今回の大きな変更の中の1つに、水源地を守るということが入ったということです。そもそもの税の目的である森林の多面的効果を発揮するための間伐においては、間違いなく水源地を守ることにつながってきたと思いますが、それを一步踏み込んで「水源林の公有林化の支援」ということで、説明によると対象は4ページの、であるのですが、公的管理を進める上でやむを得ず必要という場合ということだと思えます。

この「やむを得ず」といった場合に、一山全山となった場合には巨額になり、本来の間伐が滞るといふ懸念も一方ではあり、水源地の問題も重要なのですが、戦後60年経過した森林の間伐にブレーキをかけるようなことになってしまえば大変かと思えます。

そのような中で、おおよそシミュレーションしている額や事例があれば教えてください。

(森林政策課 有賀課長)

水源林の保全対策については、これまで様々なところでご意見を賜りました。むやみに買ってしまうと非常に規模が大きくなって、そのために他の事業ができなくなってしまうという様々な懸念される事項があり、それに対してどのような制度を考えるのか、ということが大きな課題と思っています。

4ページにあるように、例えば水源地といった場合にも水源林にかかっているところもありますし、そうでないところもあるわけで、森林税を使って行う事業であることを考えると、水源涵養の視点で水源林という形で確実に特定できる場所ということで、とある程度範囲を絞る必要があると思っています。

規模が大きくなるということで、ある程度目安をつけておかないとこの制度はできなかったということで、現在全市町村に対してヒアリングをしており、条例や法律の網がかかっていない個人有林が115箇所あると把握しています。

その115箇所をどういった管理をしていくかということで、1番は国の制度も活用できる保安林化ができればいいわけですし、所有者と協定を結ぶ、それができない場合は公有林化するというございまして、今の情報ではこのうち大体20箇所を買う可能性があると考えています。

面積はどのくらいかということについては確定した数字は申し上げられませんが、ヒアリングでは、全体を全て買うという状況ではございません。その理由として、大きな面積を買うことで当然市町村が今後大きなお金をかけて維持管理をしていかななくてはならず、市町村としてはその中で最低限買わざるを得ないという部分がどこまでか、ということで県職員と一緒に1つ1つつぶしていく作業を現在行っております。

従いまして、来年どの場所でやるかということはヒアリングしており、あまり大きくならないと考えており、1つ1つの場所ごとに検討していきたいと考えているところでございます。

(小澤委員)

大変良く分かりました。そのような地道なことをやっていただくしか方法はないのだろうと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

1ページの搬出の材積としてm³表示で記載されていますが、この2,000m³がどのくらいのイメージなのか教えていただきたいと思ひます。

(県産材利用推進室 山崎室長)

住宅1軒が必要とする量が25m³と言われております。ただし、中には防火材などが入りますので現実的には20m³位と考えますと、それを割り返した住宅100戸相当となります。

(浜田委員)

同じく水源林の件ですけども、水源林については私も分からないことが多くて、どう伺っているのか分からないところもあるんですけど、水源林自体がそもそも如何に管理されるべきかということが決まっているのかがよく分からなくて、大事なものは誰が所有しているかではなくてどう管理されているの方が大事ではないかと思ひています。

これは国によってかなり考え方が違うと思ひますが、海外だと企業や住民そのものが非常に多国籍になっており、所有者が何人であるかはもうこだわってはいられないという中では、不法伐採などがされないようにどう管理されるかがきちんと決められているケースが多いと思ひます。

日本はとにかく海外からの投資を入れないようにしようということで、やや鎖国的な感じがするのですが、市町村が公有林化したいと思ひていても、管理されていなければ実は全く意味がない話だと思うので、これは1つの機会として、水源林というのはどういう維持管理をすべきものなのかということを広く明確にしてほしいと思ひています。

こうして森林税を使うということになったならば、なおさらのこと森林税を使った上でどのような水源林の維持管理がされていくかということを確認していただきたいと思ひています。

(森林政策課 有賀課長)

まさに委員がおっしゃったような視点で今回の制度を作ったところでありまして、森林税の議論と並行して、どういう管理をするのが一番いいのかということで、外国人が買ったからいけないということではないのですが、外国の資本が入って取得した地域で誰が買ったのか分からない、何に使われるのかが分からないということで、地域としては非常に不安だということが様々な報道で出ているということだと思います。

地域で水源林としてある程度安心して長期にわたって管理をしていくためには、国の支援がある保安林に指定して、公的な売買や伐採にある程度歯止めをかけるようなやり方が考えられます。

もう1つは、森林所有者と市町村が水源林は非常に大切ということで協定を結んで、長期にわたってその協定が生きていくような信頼関係を設けるといったやり方もございます。

さらに、そういったことをやっても個人の方々が売ってしまう可能性がある、その売った先が誰になるか分からない、そうなってくると市町村としてはその地域が水源林として非常に重要な地域であるため、できればその部分は買わざるを得ないという判断をされた場合に公有林化する、この3つの方法で維持管理をしていく、そうしていかないと法律のしほりがない個人有林もありますので、誰が買ったからいけないということではなく、市町村としてその地域の森林が未来永劫安心して地域の使う水源林と

して機能が維持できるような環境を3つのやり方によって整え、地域住民の安全・安心に資するという
ことについて、今年の2月に県と市町村一緒になって方向性を決めたところであり、その中の1つの支
援として森林税を使うということでございます。

(浜田委員)

そのことは分かっているのですが、具体的にどういうふうに水源林を維持管理されるのかというこ
とを広く明確にさせていただきたいという希望でございます。

(森林政策課 有賀課長)

例えば保安林化になりますと、そここのところの整備は国と県で全てお金を出して整備をするという制
度になるわけです。それにプラスして、保安林になると規制が若干かかります。

もう1つ、長期契約を結ぶということはその借り手と市町村がこういうことをしないようにする、こ
ういうことをするという契約行為でありますから、そうすると安心して水源林の保全が図られます。

様々にやり方は違うのですが、目的として考えているのは、なるべくその地域の水源林を未来永劫保
っていききたいという取組をそういったことによって担保することであり、これからこの取組を積極的に
やっていきたいと考えています。

従って公有林化にはお金がかかりますので、保安林化をまず考えるというのが今の傾向でございます。

(浜田委員)

私がお聞きしたいのは、そもそも県民の皆さんは保安林が何かを知らない人が圧倒的に多い中で、水
源林というものがどういう維持管理をされていますということが示されるのが大事ではないかと思っ
ているということです。

(森林政策課 有賀課長)

私の理解が悪くてすいません。おっしゃるとおりだと思います。

環境部の水環境保全条例でありますとか、来年度に向けて事前の届け出制度だとか、様々な条例の動
きがありますので、その中にも保安林とは何かとか、どういったやり方がいいのかということについて、
県民に理解していただけるような広報も含めて、環境部と一緒に今後とも一生懸命進めてまいり
ます。

(森林づくり推進策課 塩原課長)

森林づくりという観点からすると、浜田委員からご指摘いただいた水源林の象徴として保安林があり
ますけれども、その森林をどういうふうに管理して、どのように育てていくのがいいか、例えば樹種や
土壌はどのようなものがいいのかということはまだまだ足りない点であると思っています。

特に保安林でいいますと、長野県の民有林は67万haありますけれどもその21%、国有林まで全部入
れますと約4割が水源涵養保安林となっております。

そういう点では、水源地帯を持つ長野県としてウエイトとしては大きい状況で、その保安林について
どういう整備が必要であるかということは地域森林計画や市町村森林整備計画には載ってはいるので
すが、具体的にどうやっていくかという県民の皆さんの共通意識はまだまだ足りない、むしろこれを機
会に森林整備という観点からそういった点を県民の皆様にご議論いただいたり、あるいは具体的な事例を

見ていただいたりということで進めていく必要があると考えています。

災害に強い森林づくりということは今までやってきておりますけれども、水源のための森林の整備の仕方はこれから研究していく必要があると考えています。

(植木座長)

水源林の公有化に対する支援ということですが、水源林に関する議論というのは、どこか別のところでやっていらっしやいましたっけ。といいますのは、私自身なぜここで県民税を使ってお金をここに投入するのかということが分からないんですよ、実は。

最終的な手段としてどうしようもなければそうしましょう、ということはそれはそれでいいと思いますが、そもそも水源林をどのように管理維持していくかということが本当に大事だと思います。

それができていれば、別に誰が使っていようが構わない、外国人であろうが日本人であろうが山に水源林としての効果をもたせるような施業がされているのであれば構わないのではないかと、それを誰か分からないだとか、もしかしたら誰か買うかもしれないという、いたずらに不安を煽るような言い方をここでもしているのですが、それがどうもピンとこないのです。

そういう議論がどこまでされたかも分からないのに県民税で場合によってはお金を出しますということに疑問を持っているのですけども。

(森林政策課 有賀課長)

これにつきましては、税制研究会から指摘があったわけでございます。

ただ、これは市町村の支援金の中でメニューとしてやるものであり、市長会、町村会からも水源林の確保は非常に大きな課題ということで、いかに地域の水源林を保全し維持していくかということについて、一緒になってお願いしますということについて、大きな要望の1つに位置づけられています。

従って、森林税を使って間伐をすることも水源涵養のために大きなことでありますが、そういった市町村の現状認識を踏まえながらそういう制度を考えたということもございまして、今後自分たちのところに水源林がどれだけあって、今の現状はどうか、これからどうしていくかは、現在1つ1つ市町村と把握している最中でありまして、そういった取組もこういった支援金の中にメニューとして含め、市町村が選べる制度を作るといふことの必要性も加味しているところでございます。

(植木座長)

私はときどきこういう場でも言うのですが、公益的な機能を森林が発揮させる場合には、その地域住民だけではないと、基本的にはその下流域、あるいは空気なんていうものは国をまたいでの話になりますので、そういった場合に水源林という話であるならば、これは何も市町村だけの話ではない、だからといって県だけの話でもないわけですね。

そのようなことを基本的なところからきちんと整理しておく必要があるのだろうと思います。ですから、水源林であったとしても、誰の個人的な所有なのかということを確認した上で、それを整備していくという方向でやっていくのであれば県民税を使ってもいいと思いますが、公有林化ということにまでなってくると、ちょっといかななものかと私自身は思っているところであります。

その辺は色々考え方もございましょうから、今ここで多くの時間を割くわけにはいきませんので、そのほかに委員さんの意見を聞かせていただきたいと思います。

(松岡委員)

1 ページ目の搬出支援について、県内で消費・加工が確実な場合とのことで、搬出材積が平成 25 年度から 2,000m³、3,000m³、4,000m³ と着実に増えていく計画ですが、これらは全てチップ工場等に運ばれていくようなイメージでしょうか。

(森林づくり推進課 造林緑化係 稲村係長)

基本的には、森林税の事業で行う搬出間伐自体が、非常に規模が小さなものだと考えています。また、事業を進めていくにあたり、地域等で利用が慣れてくることに併せて、事業規模を後半に伸ばしていきたいと考えているところです。

県外に出したりする大きなロットでやるものにつきましては、現行の国の造林補助制度を活用した事業で取り組んでいただきたいと考えてございます。

(松岡委員)

具体的には、建築材などには使わないイメージなんでしょうか。

(森林づくり推進課 造林緑化係 稲村係長)

県内で消費されるものであれば、地域内の製材所での建築材の加工も可能と考えております。ただし、県外に出て行ってしまうということになると、材木自体が地産地消という形ではなく、せっかく出したのに自分たちが関知しないところで木材として使われてしまうことになり、今回の趣旨としては避けたいと考えています。

(松岡委員)

その上で質問したいと思います。地域の材をその地域の製材所などで製材して、地域の工務店で家を建てるということが理想だと思いますが、現実には地域材は使いにくいというのが地域の製材所の方の意見だと思います。

伐って出せば売れるというわけでは必ずしもなくて、むしろ伐って出す前に本当に入念な打ち合わせが、「材を伐る人」、「材を受け入れる人」の間でなされなければ地域材の利用は可能ではないということを経験段階からしっかり認識しておくことが重要だと私は思います。実は、実際に去年間伐材プロジェクトで準備した材が地域の製材所に受け取ってもらえなかったという経験があるから言うのですが、人と人とのコミュニケーションの詰めの部分において少し曖昧さがあるという印象を受けました。

良い材が出ても、事前の打ち合わせがなければ地域材利用のルートに乗っていかないという現実がありますので、このところはもう少し県の支援が事前に必要かと感じました。

何が言いたいかというと、一番避けたいのは、材は出してきたけれども引き受け手がいないので放置され無駄になってしまうということです。また、利用先を地域内に限定し過ぎると、今後県外では大量に捌けるけれども県内では捌けなかったのに山に放置され利用できないという事例が予想されるかと思っています。

(森林づくり推進課 造林緑化係 稲村係長)

貴重なご意見ありがとうございます。今のような内容が起こらないように、実際の実行段階では県のサポートも十分したいと思いますし、この中で事業がございまして 6 ページの「信州の木を活かすモデル

地域の創生」にもつながるような形でやっていきたいと思います。

(松岡委員)

ぜひ、よろしくをお願いします。先ほど、木材市場は除外したいというお話もありましたけれども、プロジェクトの進行次第では、色々な形で材が有効利用できるような方向で、あまり枠にとらわれないでやっていただきたいという希望です。

(貴舟委員)

搬出についてですが、私ども木曾の場合は非常に小さな事業体、森林組合にしても、林業機械がなく、いくら搬出しようとしても出せないということになると、一部の業者しか事業に参加できないというところでは。

機械のリース、あるいは購入に対する補助等も、ぜひこの里山整備の中に入れていただければ、ある程度色々な事業に小さな森林組合等も参画できるのですが、その点はいかがでしょうか。

(信州の木振興課 田島課長)

機械の補助制度は、私ども信州の木振興課で行っておりますけども、国の制度の中に機械の購入補助がございます。

ただ、里山では、高性能林業機械を使って大面積にかつ大量に材を出すということは難しいと考えています。そうすると、小さな機械が必要になってくると思います。その中でリース制度というお話ですけど、13ページの「里山利用の総合的な支援」の中で、例えば炭焼きに使う、薪を作るために山からみんなで材を出してくるといったときに、大きな高性能林業機械ではなくて、小さな機械を借りてきてやる場合が出てくると思いますので、それに対してのレンタルの制度をこの中で検討したいと思っています。

(植木座長)

それでは、まだあるかもしれませんが、一旦この事業の1については閉じさせていただきます。

次は2にいきましょう。2は6ページから7ページです。「信州の木を活かすモデル地域の創生」と、「信州フォレストコンダクターの育成」という部分です。

これにつきましてご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(小澤委員)

「信州の木を活かすモデル地域の創生」で、事業の採択にあたっては、一つの案だとは思いますが、この県民会議でということですが、さすがに事業なものですから、その前に事業化のプロの皆様が集まったような審議会が必要だろうと感じているところであります。

2点目としましては、このフォレストコンダクターというものを初めて聞いたのですが、具体的にこのようなものが世の中にあるのかどうか、そんな良い事例があれば教えていただければと思います。

(県産材利用推進室 山崎室長)

事業の具体化におきまして、審査の方法につきましては検討させていただければと思います。

(信州の木振興課 田島課長)

フォレストコンダクターですけれども、この名称は日本中でどこも使っていません。初めてだと思えます。日本中どころか世界中で多分使っていない言葉だと思えますが、イメージとして持っているのは、地域で林業を一生懸命やって元気になっているところには、必ずリーダーがいるということです。

そのリーダーというのは、その事業体のためだけのリーダーではなくて、山から材が出て利用できるまで全体を見ることができる、あるいは、多くの所有者を集めてみんなでこういうことをやろうじゃないかということができるリーダーだと思っています。

具体的な個人名は差し控えたいと思いますが、県内にもそういう人がおり、そんな人材を育てていきたいということがあります。

ヨーロッパのフォレスターは地域の山をまとめて、整備して、材を出してくるということをやっていますが、国で進めている国内版フォレスターでは、森林計画制度などの公的な部分をきちんとリードできる人材を育成するということになります。

現場で本当に必要となるのは、経済を含めて民の世界のことをしっかりリードできる人材ではないかと思えますので、国の進める公的フォレスターは県内でもこれから生まれてきますが、そこと民のフォレストコンダクターが上手く連携して、地域を引っ張っていくような仕掛けができればと思っています。

もう1つ、今まで林業士というものを地域のリーダーになってもらいたいということで私ども育ててまいりました。その林業士の次のステップ、何段階か経験したあとの最終的なステップになるのではないかなど、色々な意味を込めているところです。

(小澤委員)

大変先進的な取組で素晴らしいことだとお聞きしました。

あと、具体的に「信州F・POWERプロジェクト」に資する人物というくだりがあるのですが、これに対する木材調達の円滑化に貢献ということで、現状でこのプロジェクト自体はそういったことがまだまだ足りていないということなのでしょうか。

(信州の木振興課 田島課長)

F・POWERプロジェクトは、森林税とちょっと違うところで大きな流れで進んでいますが、山側には森林所有者も事業体も色々な方がいらっしゃいますので、例えば地方事務所単位でまとめたものを、このF・POWERプロジェクトの利用につなげる役割を誰か果たさなければいけないということです。

それを仲介するつなぐ組織としてサプライチェーンセンターというものをこれから検討していくということになってまいりますが、このサプライチェーンセンターとそれぞれの地域をつなぐ窓口的なものになっていただければと思っています。

今、ひとつ一つの事業体は細い流れでやっていますが、それを地域でまとめあげ、それをサプライチェーンセンターを通じて工場につなげていく、そのような人材を育てていけたら、ということです。

(麻生委員)

今のことにつながってくるのですけれども、1つ伺いたいのは、このフォレストコンダクターという形のものが出てきているのですが、今までの5年間で「高度間伐技術者集団育成事業」というものがありました。

もちろん、その大部分は機械を実際に使うオペレーターの育成だったと思いますが、やはりそこにも

施業プランナーという形で全体を見渡して地域の森林をどう創っていくか、あるいは経営的にはどうしたらいいか、山主さんにもちゃんと説明できて、将来的なビジョンを立てられる人をここで育成していたと私は理解しています。

そういう部分でいくと、その「高度間伐技術者集団育成事業」という事業がここでぶちっと切れて、また次の5年になると新たに名称が変わった信州フォレストコンダクターというものが出現してくるというあたりが、私にはちょっと良く分かりません。

5年で終わってしまうのではなく、またステップアップして、施業プランナーの修了者がさらなる研鑽をつんでいくとか、あるいはここでは平成24年度までで大体の事業が完了しているところが多いのですが、完了後にステップアップという形でこれらの方達を育成していくという形があってもいいのではないかと思います。

これがまた新たに別の名称になって、地域全体の森林を森林経営計画も含めてまとめる人を育てましょう、ということは唐突な、もったいないということも含めて感じました。

もう一つ、「信州の木を活かすモデル地域の創生」ということで、もちろんここで色々な形での木材の活用として市民の方に触れてほしいということも分かりますけど、何と云っても木材の一番の消費というのは住宅と公共建築物だと思います。

こういった小規模なものはそれぞれ地域の人たちが自主的に立ち上げる企画に対応するというようにして、住宅の方は、個人住宅も含めて大工さんが忙しいと聞いていますし、各メーカーさんでは家を建てるという話が、消費税の駆け込みとあわせてかなり出てきていると思いますので、この時期に住宅メーカーにいかに使ってもらうかということ、県主導でこういったことに力を入れて、テコ入れをしていけるか、もう少し割いてもいいのではないかと思います。

(信州の木振興課 田島課長)

実は人材育成は昔から色々なところでやってまいりました。林業士もそうですし、グリーンマイスターと称して現場の技術者も育ててきました。

高度間伐技術者集団のメニューでやっているプランナーや、高性能林業機械の技術者は、国の森林・林業再生プランができる中で国の制度でかなり出てきていまして、その中でもこれからは継続して育てていかなければいけない部分だと思います。

フォレストコンダクターの場合は、その全体をリードする人材が必要という問題意識であります。

それぞれの役割をきちんと整理したものが今できていませんので、予算を作る中できちんと整理して役割分担やこれからの見通しをお示しできるようにしたいと思います。

(県産材利用推進室 山崎室長)

住宅の部分につきましては、建設部が窓口になりますが、一緒になって来年度もより県産材利用が進むような施策を、森林税という部分とは別に検討しておりますので、ぜひ形にしてまいりたいと考えています。

また、公共建築物については、中々全ての自治体のレベルであたりまえに木を使うというところまで至っていないという事実もございますので、現在各市町村レベルで、市町村の公共建築物は原則として県産材を使うという利用方針を進めております。

今、77の市町村のうちの67まで方針が立ちました。年内に何としても77全ての市町村でまずは県産材をあたりまえに使うという環境にもっていきたいと思っております。

(浜田委員)

同じくフォレストコンダクターの件ですけど、新しい名前が次々に出てきて、それが一体どういう関係なのかということがあり、一方で期待したいと思っているのは、全体を統合する機能がなくて、一本の筋が通っていないところのパーツだけが動いているので、全体として無駄が大きいと感じています。

本来であればフォレスターがそのような役割を担うべきだと思いますが、残念ながら国のフォレスターはそういうふうになっていかない中では、長野が独自にそれを一本串刺しにできるような形でフォレストコンダクターを作っていくのだろうと期待をもって思っているわけですが、そのためにはやはり全体を統合できる役割といえますか、そういう意識をもっていただけるような育成の仕方をどうするかということで、まさしくグリーンマイスター、林業士、フォレスター、プランナーという役職の1つではなくて、本当の意味で全体を統合するという役割をもっていただけるのかどうか、それからそういう育成ができるのかどうか、ハードルが随分あるなという思いがあるんですけど、総合的に全体を見通せる、そして動く人材は欲しいと思っています。

現実的には、それが役職としての役割がどのように位置づけられるかは正直見えない、分からないと思うのですが、来年度から始められるということで、すごく大事な部分として深く検討していただきたいと思っています。

(植木座長)

この議論については、第3回でさらに具体化したものが出てくるという理解でよろしいですね。

そうすると、ここは今のところはこのような形で投げかけるということで、聞けば色々な意見が出てきますが、次回また議論しても構わないということですね。分かりました。

(信州の木振興課 田島課長)

これから、具体的な事業化に向けて制度設計に入りますが、浜田委員が言われたことは非常に大事なことだと思っています。

資料に研修内容がありますが、県による集合研修の部分で、まずは研修生に共有してもらおう意識づけを行いたいと思います。従来の研修は、研修生が受け身で講師の話を聞いて知識を身につけるといものが多のですが、そうではなくて、地域でこういう課題を解決したい、この課題を解決するためにはここに調査に行き、研修が必要だということで、地域の課題を実際に解決するための研修を自ら考えてもらって、そこを我々が色づけをしながら、こうしたらいいのではないかとということで、例えばオーストリアは長野県が目指すべき先進地となっていますが、そこを本当に調査してきたいのであればいいのではないかと、というような形を考えています。

もう1つ大事なものは、コンダクターになってから地域でどのように活躍するかということで、ドイツのように権限をもってやっていくよりは、今の地域のリーダーのように森林組合で一生懸命やっている参事さん、専務さん、あるいは事業体の中で儲けだけではなくて地域全体をリードする人材ということで、自分の組織を超えた部分をまとめることができる人材をここで育てたいと思っています。

いずれにしても、これから1か月、2か月かけて作っていきますので、何なりとご意見があれば言っていたきたいと思います。

(植木座長)

特に皆さん気になっているのは、これまでの人材育成の流れの中でこれがどう位置づけられるのかと

ということと、その整合性ですね。そこのところをしっかりと説明してもらおうということと、具体化、どういう方向性を持つのかということだと思います。

ほかにどうでしょうか。この事業2のところはよろしいでしょうか。それでは事業3の「里山と人との絆づくりを進める取組の促進」ということで、8ページから13ページまでの部分につきましてご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(大岩委員)

資料3-2の裏面で「みんなで進める森林づくり推進事業」となっていますが、資料3-3の8ページを見ますと「みんなで支える」となっていますが、これはどっちが正しいでしょうか。

(森林政策課 企画係 春日係長)

申し訳ございません。「支える」が正しいということをお願いします。

(大岩委員)

8ページの事業目標のところ、特に女性、若年層20代から30代をターゲットにしたと書いてありますが、女性にしても若年層といっても先ほど言いましたが、実際のところ家を建てようと思うような世代というと小さなお子さんがいるような30代から40代ということになると思いますし、逆に今の20代がどれだけこういうことに関心を持っているかを考えますと、ターゲット的には30代から40代くらいを、また女性が関心を持てばお父さんこんなことだよ、ということで県産材の利用にも関心をもってくれるという気がしますので、若年層よりも中年層といえますか、そういったところに狙いを定めた方がよろしいのではないかと思います。

また、森林税の使い道の認知度を向上させるということで、今日資料として配っていただいております「広報ながのけん」の1ページから4ページまで大々的に取り上げてありますが、こういう形で例えば使い道はこうですよと正面を切って出すよりは、やはりターゲットを絞って県産材を使うとこういういいことがあるんですよとか、そういう部分を強調するなり、みんな均等に同じように森林税の隅から隅まで紹介するのではなく、やはり関心をもってもらいやすいところを狙っていくといえますか、そういったところがさらに必要ではないかと思いました。

また、下の次期森林税の枠の「紙媒体」の中に、女性情報誌という新しく増える部分がありますが、このようにターゲットを絞って、例えば雑誌に載せるにしてもどんな特集の組み方をするのかということまで口うるさくお願いをして、こんなふうに取り上げて欲しいというような狙い方が必要なのではないかと思います。

また、放送ではラジオの番組やCMを通年でということですが、スポットCMよりは例え5分でもラジオ番組として関心を持ってもらえるような効果的な仕組みづくりをやっていただければと、仕事柄そのように思いました。

あとは、テレビでもNHKに取材してもらおうというようなことにすれば、NHKは余分なお金を取りませんから、そこで記者に関心を持ってもらえるような作戦を立てて取材してくださいよというような形で定期的にやってもらうとか、そういったこともあるといいなと思います。

(松岡委員)

8ページに新しく追加された次期森林税の使い道として啓発物品とありますが、具体的にはどのよう

なものを考えていますか。

(森林政策課 企画係 春日係長)

まだ現段階で検討しておりますけど、候補に挙がっているのが木の葉などです。

(麻生委員)

「森林の里親促進事業」ですが、ホームページなどを見ても里親になってほしいという森林が多くあることは知っています。めでたく契約されて期間としては1年位のものもあれば5年位のものもありますが、企業としてはやはりお金を出すからには費用対効果というものは結構シビアに求めてきます。

そこを新入社員の親睦やみんなの一体化のために使うとか、そういった効果で以後早期退職が無いというような話は色々漏れ聞いているところですが、結局里親になってもらった側というのは、来てくれる企業さんに対して様々な期待に応えたプログラムを提供しなければならない。

実際に森林でどういう体験をするのかとか、年に何回も来たりとかあるいはそれが2年、3年となってきたときに、じゃあ3年経ったときに皆さんの活動でこんなふうになりましたとか、受け入れプログラムづくりに四苦八苦していると思います。

そのあたりをどう援助していくか、契約をしたあとのサポートというのはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

(信州の木振興課 田島課長)

非常に大事な指摘だと思います。平成15年から始めて、87件契約を結んできましたが、今までの過程で林業改良指導員が実際の活動のところに入って企業の皆さんの現場の指導をやったりとか、活動のお手伝いをやってきましたが、段々契約数が増えるにしたがってそれも限界にきておりますので、現地で色々活動されているNPOさんなどと上手く連携するなど、そうした仕掛けをしっかりと整理して進めていきたいと思っています。

(信州の木振興課 経営普及係 三石係長)

ご指摘のとおりで、一番手間がかかるというか苦労するのが、コーディネートということで企業の皆さんにも企画をしなくてはいけないということです。

今までどおり地方事務所のAGも活躍しますが、限界に近付いているのかなというのが本音でありまして、地域でこうした活動をしている組織、NPOの皆さんにもぜひ協力をしていただきながら、また協力していただいたNPOの皆さんも協力していただくことによってその活動が活発化するような仕組みを考えていきたいと思っておりますので、こちらで意見交換の場を設けたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

(植木座長)

すいません、大分時間が過ぎてしまいました。私はある程度今日は最初からそういう方向でかかっていますが、全体を通してでもいいです、どうしても言いたいという意見も聞きたいと思っておりますがどうでしょうか。

(松岡委員)

「信州の木を活かすモデル地域の創生」のところで、先ほど説明がありましたDIYショップで規格材を売っているという話がありました。

DIYショップではツーバイフォーという輸入材が規格材で売られていると思いますけど、信州産規格材を売るためには、まずどうやって加工するのかその可能性を分かりやすく伝える木工教室が有効だと思います。ここで大切なのは、大工仕事でじっくり作る椅子とか机とかではなくて、ちょっと洗練された設計のものが、信州産材で自分でも作れる、というようなことをPRしながら、体験教室の場を提供することだと思います。そのためにシンプルでおしゃれな木製品を設計してくれる人を探すとか、先ほど大岩委員がおっしゃったように、木工教室の様子を5分のテレビ番組で流したりするとものすごくインパクトがあると思いましたので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

(浜田委員)

「信州の木を活かすモデル地域の創生」で道の駅などの販売コーナーの木質化とありますが、恒常的に人が来たりするところは経費がかかり難しいところはあると思いますが、女性がどうやって気軽に木を使うとか、女性を呼び込むために、おしゃれで女性がいいなと入れる空間を作るといことにもっと頭を使ったらいいということをおっしゃっておりまして、DIYなどとなったときにやはり男性にターゲットが向かってしまう部分があると思います。

道の駅であればいつでも行けるとても良いポイントだと思うので、そこをどう利用するかということをお自身も真剣に考えたいなと思っていて、今「女子力」と言われている位ですから、そういった方達を上手く応援隊にして、定期でなくても各地域をキャラバンするようなそういうことに少しバックアップをしていただいて、イベント的にはなってしまいますが何かやってみるといこともこれから大事なかなと思いました。

(滝澤委員)

この県民会議では、昨年度の3月8日に最終的に検証レポートを出して、そのときには恐らく6月県会にかけられるのではないかということをお聞きしていたわけですが、その後に地方税制研究会や、知事、副知事との色々な関係の中において、中々スムーズに進まなかったということをお聞きしておりました。

最終的には5年間の継続ということが議会でご審議いただく中で決定したわけですが、そういう中で色々問題に出されてスムーズにできなかった部分につきましては、今後の5年間の中で税の使途の関係など様々取り組まれていると思いますけども、当然私どもとすればこの森林税によって森林整備が5年間で終わるかというとなれば、中々たやすく終わるものではないと思いますので、ぜひ今後も継続を要望したいと思いますが、これが5年間の中で整備されて実績として残るような形にしておかないと、また5年後に苦労して場合によっては駄目ということになりかねませんので、そういうものを使途の中へ十分組み入れて進めていただきたいと思います。

(植木座長)

最終的には知事がどう判断するかということだと思いますが、実績を残せば知事もそれなりに了解していただけるものだと思います。

まだまだあろうかと思いますが、時間がだいぶ超過してしまいました。とりあえず今日出された意見

につきましては、事務局の方で持って帰っていただきまして、参考にされる部分は参考にしていただき、もういいよねというものは切っただいて構わないと思います。

ただ、まだこれからの議論でしょうから、委員さんにおかれましては事務局に言い残した意見等がございましたら、メールなどでどんどん出していただき、よりよい2期目の森林税の内容を充実させていただければと思います。

これにて県民会議を終了させていただきます。事務局から何かございますか。

<事務局から次回県民会議の日程等について事務連絡>

(植木座長)

では、以上をもちまして全ての議事が終了しましたので、これにてこの会議を終了します。どうもありがとうございました。

4 閉会

(森林政策課 濱村企画幹)

どうも長時間にわたり、ありがとうございました。各方面から貴重な意見を頂戴しました。水源林の取得の关系到始まりまして、人材育成の関係、木材利用の関係、諸々いただきましたので、冒頭部長が申し上げた通り、25年度の当初予算に向けて事業構築の参考にさせていただきたいと思います。

また、途中で部長、関係課長が途中退席させていただいたことを改めて深くお詫びを申し上げる次第でございます。

冒頭申し上げたとおり、本日の会議の議事録をホームページで公開させていただきます。中身を確認させていただいた上でしたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

以上をもちまして本日の会議を終了します。長時間にわたりありがとうございました。

【了】